

## よくあるお問い合わせ

Q ファミリー・サポート・センターを利用したら領収書が発行されませんでした。その場合の請求は、どうしたらいいですか。

A ファミリー・サポート・センター等の領収書が発行されないところを利用した場合は、代わりに活動報告書（利用報告書）等を御提出ください。その際、報告書内に必要事項（前頁＜領収書に必要な記載事項＞①～⑦）が記載されていることを確認し請求してください。

Q 送迎の時間を含めて請求して良いですか。

A **できません。**  
対象者（子）、ベビーシッター等の送迎・移動時間は補助の**対象外**ですので、利用時間のみを記載し請求してください。

Q 子どもが2人（複数人）いる場合の補助日数はどうなりますか。

A 保育援助の**対象者（子）1人につき、20日**となります。  
請求書は、対象者（子）それぞれ別々で作成してください。

[例] 組合員	太郎（第1子）・・・20日請求可能	
	花子（第2子）・・・20日請求可能	計40日

Q 夫婦で組合員ですが、その場合の補助日数はどうなりますか。

A 保育援助の**対象者（子）1人につき、組合員ごとに20日**となります。

[例]夫婦で組合員			
組合員（夫）	太郎（第1子）・・・20日請求可能		
	花子（第2子）・・・20日請求可能	計40日	
組合員（妻）	太郎（第1子）・・・20日請求可能		
	花子（第2子）・・・20日請求可能	計40日	<u>合計80日</u>

Q 子供の予防接種や通院への付き添いをお願いした分は請求できますか。

A **補助対象外**です。  
組合員又はその配偶者が通院のため、対象者（子）を組合員の家庭又は保育施設で一時預かりした場合は対象です。

Q 同日に午前と午後別々の保育施設を利用することになってしまいました。2枚の領収書を合算して利用1日として請求してよいですか。

A 同じ対象者（子）であれば利用1日とみなしますので、**請求可能**です。

Q 1か月に複数回利用し、領収書を月でまとめて1枚でもらった場合、このまま請求できますか。

A **請求できます。**  
但し、必ず各日の利用状況が分かるものを添付してください。1日単位で補助を支給するので、1日の利用状況が分からない場合は**不備**となります。

Q 個人経営のベビーシッターに保育を依頼してもいいですか。

A 個人の方は**補助対象外**となります。  
但し、くらしのマーケットなど、どこかに属していると分かるものを一緒に添付していただければ請求可能です。